

資治通鑑 第201卷

【唐紀十七】 起玄勳闡茂八月，盡上章困敦，凡八年有奇。

■唐、**突厥**突厥、**高句麗**高句麗、統国訳漢文大成 經子史部 第11卷 309p

高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之上龍朔二年（壬戌，662年）

■八月，壬寅（38-23+1=16日），許敬宗を以て太子の少師、同東西台三品と為し、西台事（中書事）を知らしむ。

■九月，戊寅（14+60-53+1=22日），初め八品、九品をして碧を衣令む。

■冬，十月，丁酉（33-23+1=11日），上は驪山の温湯に幸し，太子は監國す。丁未（43-23+1=21日），宮に還る。

■庚戌（46-23+1=24日），西台侍郎（中書侍郎）の陝人の上官儀は同東西台三品なり。

■**〔泰山に事有り〕**癸丑（49-23+1=27日），詔して、以て、

「四年正月泰山に事有り」

と、仍ほ、以わく、

「來年二月に東都に幸せん。」

■**〔許圜師の子の横暴を許す〕**左相の許圜師之子の奉輦直長（尚輦直長なり。殿中の六局直長は正七品、龍朔に尚輦局を改めて奉輦局と為す）の自然は、遊獵して人の田を犯し，田の主は怒り，自然は鳴鏑を以て之を射る。圜師は自然を杖つこと一百而も以て聞せず。（11-310p）田の主は司憲に詣りて之を訟え，司憲大夫の楊德裔は為に治めず。西台（中書）舍人の袁公瑜は人を遣わして姓名を易え封事を上りて之を告げしむ，上は曰く、
「圜師は宰相と為り，百姓を侵陵し，匿し而して言わず，豈に威を作し福を作すに非ずや！」

圜師は謝して曰く、

「臣は位に樞軸に備わり，直道を以て陛下に事え，悉く衆心に允う能わず，故に人の攻訐する所と為る。威福を作す者に至りては，或は手は強兵を握り，或は身は重鎮に居る。臣は文吏を以て，聖明に奉事す，惟だ門を閉じ自ら守るを知り，何ぞ敢えて威福を作さん！」

上は怒りて曰く、

「汝は兵無きを恨む邪！」

許敬宗は曰く、

「人臣は此くの如し，罪は誅に容れず。」

遽に引き出さ令む。詔して特に免官す。

■（十一月）癸酉（9+60-52+1=18日），皇子の旭輪（後に旦と改名、睿曹）を立てて殷王と為す。

■十二月，戊申（44-22+1=23日），詔して以わく、

「方に高麗、百濟を討たん，河北之民は，征役に勞す。其れ泰山を封じ、東都に幸するは並びて停む。」

■**〔突厥〕****〔興昔亡・繼往絶死して突厥衰退〕**風海道總管の蘇海政は詔を受けて龜茲を討つ，興昔亡、繼往絶の二可汗に敕して兵を發して之と俱にせしむ。興昔亡之境に至り，繼往絶は素より興昔亡と怨有り（前巻顯慶二年の注にあり），密に海政に謂って曰く、

「彌射（興昔亡）は反を謀り，之を誅するを請う。」

時に海政の兵は才に數千，軍吏を集めて謀りて曰く、

「彌射が若し反すれば、我が輩は噍類無し、事に先だちて之を誅するに如かず。」

乃ち矯りて、稱す、

「敕して、大總管をして帛數萬段を繼し可汗及び諸酋長に賜わ令む」

と、興昔亡は其の徒を帥いて賜を受ける、海政は悉く収めて之を斬る。其の鼠尼施（嚙咄陸の五部の一）、拔塞干（俟斤弩失畢の五部の一）の兩部は亡げ走り、海政は繼往絶と追討して、之を平らぐ。軍は還り、疏勒の南に至り、弓月部は復た吐蕃之衆を引きて來たり、唐兵と戦わんと欲す。海政は師の老れたるを以て敢えて戦わず、軍資を以て吐蕃に賂し、和を約し而して還る。是に由り諸部落は皆な興昔亡を以て冤と為し、各々離心有り。繼往絶は尋いで卒し、十姓に主無く、阿史那都支及び李遮旬有り其の餘の衆を収めて吐蕃に附く。

■**突厥** **〔庭州刺史來濟は突厥に死す〕** 是の歲、西突厥は庭州を寇し、刺史の來濟は兵を將いて之を拒み、其の衆に謂って曰く、

「吾は久しく當に死すべきなり、幸いに存全を蒙り以て今日に至る、當に身を以て國に報いるべし！」遂に甲冑を釋かず、敵に赴き而して死す。

高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之上龍朔三年（癸亥，663年）

■春，正月，左武衛將軍の鄭仁泰は鐵勒の叛者の餘種を討ち、悉く之を平らぐ。

■乙酉（21+60-51+1=31日?）、李義府を以て右相と為し、仍ほ選事を知らしむ。

■**〔瀚海都護・雲中都護の設置〕** 二月，燕然都護府（貞觀二十一年に置く、198卷にあり）を回紇に徙し、更に瀚海都護（永徽元年に置く、199卷にあり）と名づける。故の瀚海都護を雲中の古城に徙し、(11-311p) 更に雲中都護（金河に治す、秦漢の雲中旧城、東北朔州へ370里、麟徳元年に単于大都護府となす、綏遠特区托克托県、現・フフホト市托克托県）と名づける。磧を以て境と為し、磧の北州の府は皆な瀚海に隸し、磧の南は雲中に隸す。

■**〔許圜師の左遷〕** 三月，許圜師は再び虔州（江西省贛南道贛県、現・贛州市贛県区）刺史に貶せられ、楊德裔は阿黨するを以て庭州に流され、圜師の子の文思、自然は並せて免官される。

■**〔高宗は李義府の非法を非難〕** 右相の河間郡公の李義府は選を典り、中宮之勢いを恃み、専ら賣官を以て事と為し、銓綜（官吏を選用任命す）して次無く、怨讟は路に盈ち、上は頗る之を聞き、從容として義府に謂って曰く、

「卿の子及び婿は頗る謹まず、多く非法を為す。我は尚ほ卿の為に掩覆す、卿は宜しく之を戒めよ！」

義府は勃然として色を變え、頸、頬は俱に張り、曰く、

「誰か陛下に告げるや？」

上は曰く、

「但だ我が言は是くの如し、何ぞ必ずしも我に就きて其の從いて得る所を索めん邪！」

義府は殊えて咎を引かず、歩を緩め而して去る。上は是に由りて悦ばず。

■**〔義府の第に獄氣有り〕** 氣を望む者の杜元紀は、

「義府の居る所の第に獄氣有り、宜しく錢二十萬緡を積み以て之を厭すべし」

と謂う、義府は之を信じ、聚斂すること尤も急なり。義府は母の喪に居り、朔望哭假を給せられ、輒ち微服して元紀と城東に出で、古塚に登り、氣色を候望し、或は義府に告げる、

「災眚を窺覘（伺い見る）し、陰に異圖有り。」

又た其の子の右司議郎（東宮司議郎は四人、正六品上、啓奏記注を掌る。龍朔、司議郎を改めて左司議郎と為し、太子舎人を右司議郎と為す）の津を遣わして長孫無忌之孫の延を召さしめ、其の錢七百緡を受け、延を司津監（旧都水支社と曰う、龍朔元年に名を改める。従六品。舟橋の事を掌る）に除し、右金吾倉曹參軍の楊行穎は之を告ぐ。夏、四月、乙丑（乙酉なら21-20+1=2日）、義府を獄に下し、司刑太常伯（刑部尚書、唐は永徽より以後、大獄は尚書刑部・御史台・大理寺の官わ以て雑接せしむ、之を三司と謂う）の劉祥道を遣わして御史、詳刑（大理）と共に之を鞠し、仍ほ司空の李勣に命じて焉を監ぜしむ。事は皆な實有り。戊子（24-20+1=5日）、義府に詔して除名され、嶺州に流される。津は除名され、振州に流される。諸子及び嬖は並びて除名され、庭州に流される。朝野は慶を稱せざる莫し。

■ [李義府非難の露布] 或は、

「河間（李義府は河間の人）道行軍元帥の劉祥道は銅山の大賊の李義府を破る」の露布（時の人が義府の罪を得たるを快となす）を作り、之を通衢に勝す。義府は多く人の奴婢を取り、及ち敗れ、各々散じて其の家に歸る、故に其の露布に云う、
「奴婢を混じりて亂放す、各々家を識りて競い入る。」（潘岳の西征の賦に、鶏犬を混じて亂放す、各々家を識りて競い入る）

■ **新羅** [新羅に都督府を置く] 乙未（31-20+1=12日）、雞林大都督府を新羅國に置き、金法敏を以て之と為す。

■ 丙午（42-20+1=23日）、蓬萊宮の含元殿（正殿、後を宣政殿）は成り、上は始めて仗を移して之に居る、更に故宮（太極宮を謂う。武徳以来人主は之に居る）に命じて西内と曰う。戊申（44-20+1=25日）、始めて紫宸殿（宣政殿の北の紫宸門、その内に有り、内衛の正殿）に御して政を聽く。

■ [柳州蠻酋の反乱] 五月、壬午（18+60-49+1=20日）、柳州（漢の潭中県の地。隋は馬平県を置く。唐の武徳四年に南昆州を置く。貞觀八年に改めて柳州と曰う。廣西省柳江道馬平県、現・広西チワン族自治区柳州市柳江区）蠻酋の吳君解は反す。冀州長史の劉伯英、右武衛將軍の馮士翹を遣わして嶺南の兵を發して之を討たしむ。

【吐蕃の勢力拡大】

■ **吐蕃** [吐谷渾] [吐谷渾・吐蕃は攻撃す] 吐蕃は吐谷渾と互いに相い攻め、各々遣使して上表して曲直を論じ、（11-312p）更々來たりて援を求め。上は皆な許さず。

■ **吐蕃** [吐谷渾] [吐谷渾は国を棄てて涼州に依る] 吐谷渾之臣の素和貴は罪有り、逃げて吐蕃に奔り、具に吐谷渾の虚實を言ふ、吐蕃は兵を發して吐谷渾を撃ち、大いに之を破り、吐谷渾可汗の曷鉢は弘化公主と數千帳を帥いて國を棄てて走りて涼州に依り、居を内地に徙すを請う（吐谷渾は鮮卑、永嘉の末より初めて西のかた洮水を渡り、國を群羌の故地に建てる。凡そ350年存続）。上は涼州都督の鄭仁泰を以て青海道行軍大總管と為し、右武衛將軍の獨孤卿雲、辛文陵等を帥いて涼、鄯二州に分屯し、以て吐蕃に備える。六月、戊申（44-19+1=26日）、又た左武衛大將軍の蘇定方を以て安集大使と為し、諸軍を節度し、吐谷渾之援と為す。

■ **吐蕃** [唐は吐蕃を責める] 吐蕃の祿東贊は青海に屯し、使者の論仲琮（吐蕃は國を立てるの初め、大論・小論有り、以て國事を統べる、後に因りて以て貴姓と為す）を遣わして入見せしめ、吐谷渾之罪を表陳し、且つ和親せんと請う。上は許さず、左衛郎將の劉文祥を遣わして吐蕃に使いし、璽書を降して之を責讓せしむ。

【白江の戦いなど百濟殘党の掃討】

■ [造船をやめる] 秋、八月、戊申（44-18+1=27日）、上は海東累歳兵を用い、百姓は徵調に困しみ、

士卒の戦溺死者は甚だ衆きを以て、詔して三十六州の造る所の船を罷め、司元太常伯（戸部尚書）の**寶徳玄**等を遣わして分けて十道に詣り、人の疾苦を問ひ、官吏を黜陟す。**徳玄**は、**毅**（太穆皇后の父）之曾孫也。

■**百濟** **倭** **[百濟・倭を白江に破る]** 九月，戊午（54-47+1=8日），熊津道行軍總管、右威衛將軍の**孫仁師**等は百濟の餘衆及び倭兵を白江に破り，其の周留城を抜く。

■**百濟** **倭** **[倭兵は破れ、扶余隆は高句麗に逃げる]** 初め，**劉仁願**、**劉仁軌**は既に真峴城に克ち（前卷二年にあり），**孫仁師**に詔して兵を將いて海に浮かびて之を助けしむ。百濟王の**豊**は南に倭人を引いて以て唐兵を拒む。**仁師**は**仁願**、**仁軌**と兵を合わせ，勢いは大いに振う。諸將は加林城の水陸之沖なるを以て，先ず之を攻めんと欲し，**仁軌**は曰く、

「加林は險固なり，急に攻めれば則ち士卒を傷つけ，之を緩めれば則ち日を曠しくして久しきを持せず。周留城は，虜之巢穴にして，群凶の聚まる所，惡を除き本を務め（書經奉誓の言），宜しく先ず之を攻め，若し周留に克てば，諸城は自ら下らん。」

是に於いて**仁師**、**仁願**は新羅王の**法敏**と陸軍を將いて以て進み，**仁軌**は別將の**杜爽**、**扶餘**（撫餘×）**隆**と水軍及び糧船を將いて熊津より白江に入り，以て陸軍と會い，同じく周留城に趣く。倭兵に白江口に遇い，四戦して皆な捷ち，其の舟四百艘を焚き，煙炎は天を灼き，海水は皆な赤となる。百濟王の**豊**は身を脱して高麗に奔り，王子の**忠勝**、**忠志**等は衆を帥いて降り，百濟は盡く平らぎ，唯だ別帥の**遲受信**は任存城に據りて，下らず。

■**百濟** **[百濟の黒齒常之・沙吒相如の善戦]** 初め，百濟西部の人の**黒齒常之**は，長は七尺餘あり，驍勇にして謀略有り，百濟に仕えて達率（新羅の官に十六品有り。一品佐平、二品達率、五方に各々方領一人有り、達率を以て之と為す。方に十軍有り、軍に將三人有り、徳率を以て之と為す。徳率は四品。百濟もほぼ同じ）兼郡將と為り，猶ほ中國の刺史のごとき也。**蘇定方**は百濟に克ち，**常之**は所部を帥いて衆に隨いて降る。**定方**は其の王及び太子を繫え，兵を縦ちて劫掠し，壯者は多く死す。**常之**は懼れ，左右十餘人と遁れて本部に歸り，亡散を收め集め，任存山を保ち，(11-313p) 柵を結びて以て自ら固め，旬月の間に歸附する者は三萬餘人。**定方**は兵を遣わして之を攻め，**常之**は拒み戦い，唐兵に利あらず。**常之**は復た二百餘城を取り，**定方**は克つ能わず而して還る。**常之**は別部の將の**沙吒相如**と各々險に據り以て**福信**に應じ，百濟は既に敗れ，皆な其の衆を帥いて降る。**劉仁軌**は**常之**、**相如**をして自ら其の衆を將いて，任存城を取ら使め，仍ほ糧仗を以て之を助く。**孫仁師**は曰く、

「此の屬は獸心なり，何ぞ信じる可けん也！」

仁軌は曰く、

「吾は二人を觀るに皆な忠勇にして謀有り，信に敦く義を重んじる。但だ向者に托する所，未だ其の人を得ず，今正に是れ其の感激し效を立てる之時なり，疑いをを用いざる也。」

遂に其の糧仗を給し，兵を分けて之に隨い，攻めて任存城を抜き，**遲受信**は妻子を棄てて，高麗に奔る。

■**百濟** **高句麗** **[百濟を安撫して高句麗を図る]** **劉仁軌**に詔して兵を將いて百濟に鎮せしめ，**孫仁師**、**劉仁願**を召して還る。百濟の兵火之餘は，比屋凋殘し，殭屍は野に滿つ。**仁軌**は始め命じて骸骨を瘞めしめ，戸口を籍し，村聚を理め，官長を署し，道塗を通じ，橋樑を立て，堤堰を補い，陂塘を復し，耕桑を課し，貧乏を賑わせ，孤老を養い，唐の社稷を立て，正朔及び廟諱を頒つ（胡三省曰く、卒に仁軌の志の如し。所謂志有る者は事竟に成るなりと）。百濟は大いに悦び，闔境各々其の業を安んず。然る後に屯田を修め，糗糧（乾し飯）を儲え，士卒を訓え，以て高麗を図る。

■ **[劉仁願・劉仁軌は君子なり]** **劉仁願**は京帥に至り，上は之に問いて曰く、

「卿は海東に在り、前後事を奏するは、皆な機宜に合う、復た文理有り。卿は本は武人なり、何ぞ能く是くの如きや？」

仁願は曰く、

「此れ皆な劉仁軌の為す所、臣の及ぶ所に非ざる也。」

上は悦び、仁軌に六階（勲に級有り、官に階有り）を加え、正に帶方州刺史に除し、為に第を長安に築き、厚く其の妻子に賜い、遣使して璽書を繼し之を勞勉す。上官儀は曰く、

「仁軌は黜削（白衣にて軍に従い自ら致す）に遭い而して能く忠を盡くし、仁願は節制を乗り而して能く賢を推す、皆な君子と謂う可きなり矣。」

■冬，十月，辛巳（17-17+1=1日）朔，太子に詔して五日毎に光順門内（大明宮の紫宸殿は内朝の正殿なり。殿の南面を紫宸門と曰い、左を崇明門、右を光順門）に於いて諸司の奏事を視しめ、其の事之小なる者は、皆な太子に委ねて之を決せしむ。

■十二月，庚子（36-16+1=21日），詔して來年の元を改める。

■壬寅（38-16+1=23日），安西都護の高賢を以て行軍總管と為し、兵を將いて弓月を撃ち以て于闐を救わしむ。

■[サラセン帝国の勃興] 是の歲，大食は波斯、拂菻（古の大秦国、西海の上に居る、一に海西国、東ローマ帝国）を撃ち、之を破る。南に婆羅門を侵し、諸胡を吞滅し、勝兵は四十餘萬あり。

高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之上麟德元年（甲子，664年）

■春，正月，甲子（60-45+1=16日），雲中都護府を改めて單于大都護府と為し、殷王の旭輪を以て單于大都護と為す。

■突厥[突厥阿史德氏の來訪] 初め，李靖は突厥を破り（193卷太宗貞觀四年にあり），三百帳を雲中城に遷し，阿史德氏を其の長と為す。是に至り，部落は漸く衆く，阿史德氏は闕に詣り，

「請う胡法の如く親王を立てて（11-314p）可汗と為し以て之を統べしむべし。」

上は召して見，謂って曰く、

「今之可汗は，古之單于也。」

故に更に單于都護府と為し，而して殷王をして遙に之を領せ使む。

■二月，戊子（24-15+1=10日），上は萬年宮（永徽元年に九成宮を改めて萬年宮と為す）に行幸す。

■夏，四月，壬子（壬午か、18-14+1=5日），衛州刺史の道孝王の元慶は薨す。

■[孝協の連座自盡] 丙午（42-14+1=29日），魏州刺史の郇公の孝協は賊に坐して，死を賜う。司宗卿（宗正卿）の隴西王の傅義等は奏す、

「孝協の父の叔良（太祖の孫、高祖の時に叔良は突厥を撃ち、流矢に中りて薨す）は王事に死す，孝協は兄弟無し，恐らくは嗣絶えん。

上は曰く、

「畫一（整齊なるをいう）之法は，親疏を以て制を異にせず，苟くも百姓を害せば，皇太子と雖も亦た赦さざる所なり。孝協は一子有り，何ぞ祀りに乏しきを憂える乎！」

孝協は竟に第に於いて自盡す。

■五月，戊申（44-44+1=1日）朔，遂州刺史の許の悼王の孝（高宗の子）は薨ず。

■乙卯（51-44+1=8），昆明之弄棟川（漢の益州郡の雲南県、古の滇国、雲南省騰越道姚安県の北、現・楚雄イ族自治州姚安県）に於いて姚州都督府を置く。

■秋，七月，丁未（43-43+1=1日）朔，詔して三年正月を以て岱宗に事有らんとす。

■八月，丙子（12-12+1=1日），車駕は京師に還り，舊宅（帝が晋王の時の居所）に幸し，留まること七日（月×）。壬午（18-12+1=7日），蓬萊宮に還る。

■丁亥（23-12+1=12日），司列太常伯（吏部尚書）の劉祥道を以て右相を兼ね，大司憲（御史大夫）の竇徳玄をして司元太常伯（戸部尚書）と為し，左相（侍中）を檢校せしむ。

■高句麗 [劉仁軌は遠征軍の窮状を訴える] 冬，十月，庚辰（16-11+1=6日），檢校熊津都督の劉仁軌は上言す、

「臣は伏して存する所の戍兵を睹るに、疲羸なる者は多く、勇健なる者は少なし、衣服は貧敝し、唯だ西に歸るを思い、效を展べるに心無し。臣は問いて以わく、『往に海西に在り、百姓を見るに人人は募りに應じ、争いて軍に従わんと欲し、或は自ら衣糧を辦ぜんと請い、之を「義征」と謂う、何為れぞ今日の士卒は此くの如し？』鹹な言う、『今日の官府は曩の時と同じからず、人心も亦た曩の時に殊なる。東西に征役し、身は王事に没すれば、並びて敕使の帛祭を蒙り、官爵を追贈し、或は死者の官爵を以て子弟（之弟×）に回授せらる、凡そ遼海を渡る者は、皆な勳を賜ること一轉。顯慶五年より以來、征人（徵人×）は屢々渡海するを經れども、官は記録せず、其の死者も亦た人の誰何する無し。州縣は百姓を發して兵を為す毎に（州県の官は人を發す）、其の壯に而して富む者は、錢を參逐（參陪隨逐、州県の徵兵吏）に行い、皆な亡匿して免かるを得る（相い為に掩蔽する）。貧者は身は老弱なりと雖も、發せられて即ち行く。頃者百濟を破り（前卷顯慶五年にあり）及び平壤に苦戦し（龍朔二年にあり）、當に是の時、將帥號令し、許すに勳賞を以てし、至らざる所無し。西岸に達するに及び、惟だ枷鎖推禁し、賜を奪い勳を破るを聞く、州縣は追呼し、以て自ら存する無し、公私は困弊（困弊×）し、悉く言う可からず。是を以て昨海西を發する之日、已に逃亡し自ら殘う者有り、獨り海外に至り而して然るのみに非ざる也。又た、本は征役に因り（11-315p）勳級を授け以て榮寵と為す。而るに比年出征すれば、皆な勳官をして挽引（舟車を挽引するを謂う）せ使め、勞苦は白丁と殊なる無し、百姓は從軍するを願わず、率ね皆な此に由る。』臣は又た問う、『曩日の士卒は鎮に留まること五年、尚ほ支濟するを得たり、今爾等は始めて一年を經、何為れぞ此くの如く單露なり？』鹹な言う、『初めて家を發する日、惟だ一年の資裝を備え令む。今已に二年、未だ還る期に有らず。』臣が軍士の留むる所の衣を檢校するに、今冬僅に事に充てる可し、來秋以往は、全く準擬する無し。陛下は兵を海外に留め、高麗を殄滅せんと欲す。百濟、高麗は、舊相い黨援し、倭人は遠きと雖も、亦た共に影響を為す、若し鎮兵無ければ、還た一國を成さん。今既に戍守に資し、又た屯田を置く、借（続は籍）りる所は士卒は同心同徳し、而るに衆此の議有り、何ぞ成功を望まん！更めて張る（董仲舒曰く、琴瑟調わざれば、必ず改めて更に張ると）所有り、厚く慰勞を加え、賞を明らかにし罰を重んじ以て士心を起すに非ざるよりは、若し止に今日已前の處置の如くならば、恐らくは師衆は疲老し、效を立てる日無し。耳に逆らう之事、或は人の陛下の為に言を盡くす無し、故に臣は肝膽を披露し、昧死して奏陳す。」

■高句麗 [劉仁軌は総入れ替えを望まず] 上は深く其の言を納れ、右威衛將軍の劉仁願を遣わして兵を將いて渡海し以て舊鎮之兵に代わらしめ、仍ほ仁軌に敕して俱に還らしむ。仁軌は仁願に謂って曰く、「國家は軍を海外に懸け、以て高麗を經略せんと欲し、其の事は易きに非ず。今收穫は未だ畢わらざる

に、而して軍吏と士卒と一時に代わり去り、軍將又た歸る。夷人は新たに服し、衆心未だ安んぜず、必ず將に變を生ぜんとす。如かず且く舊兵を留め、漸く收穫せ令め、資糧を辦具し、節級（順次）に遣り還す。軍將は且く留まりて鎮撫するは、未だ還る可からざる也。」

仁願は曰く、

「吾は前に海西に還り、大いに讒謗に遭う、雲わく、吾多く兵衆を留め、海東に據らんと謀り、幾んど禍いを免かれざらんとす。今日唯だ救に准ずるを知るのみ、豈に敢えて擅に為す所有り！」

仁軌は曰く、

「人臣は苟くも國に利あれば、知りて為さざる無し、豈に其の私を恤えんや！」乃ち上表して便宜を陳べ、自ら留まりて海東に鎮せんと請う。上は之に従う。仍ほ扶餘隆を以て熊津都尉と為し、其の餘衆を招輯せ使む。

【武后は政敵排除し専権・垂簾政治】

■ 【武后廢止の詔勅草稿】 初め、武后は能く身を屈して辱めを忍び、上の意を奉順し、故に上は群議を排し而して之を立つ。志を得るに及び、専ら威福を作し、上は為す所有らんと欲すれば、動もすれば^{あつ}後の制する所と為り、上は其の忿りに勝えず。道士の郭行真有り、禁中に入入りし、嘗て厭勝之術を為し、宦者の王伏勝は之を^{あば}發く。上は大いに怒り、密に西臺（西召×）侍郎、同東西台三品の上官儀を召し之を議す。儀は因りて言う、

「皇后は專恣にして、海内は與せざる所なり、請う之を廢さん。」

上の意は亦た以て然ると為し、即ち儀に命じて詔を草せしむ。

■ 【高宗は上官儀を誣奏せしむ】 左右は奔りて後に告げ、后は遽に上に詣りて自ら訴える。詔草は猶ほ上の所に在り、上は羞縮して忍びず、復た之を待すること初めの如し。猶ほ^{あつ}後の怨怒するを恐れ、因りて之を給きて曰く、

「我は初め此の心無し、皆な上官儀は我に教える。」（11-316p）

儀は先に陳王（陳王より皇太子となる）の咨議（正五品上、左右に訶謗するを掌る）と為り、王伏勝俱と故の太子の忠に事え、后は是に於いて許敬宗をして誣奏せ使め、

「儀、伏勝は忠と大逆を謀る」。

と、十二月、丙戌（22-10+1=13日）、儀は獄に下され、其の子の庭芝、王伏勝と皆な死し、其の家を籍没す。戊子（24-10+1=15日）、忠に流所（顯慶五年に忠は黔州に徙る）に死を賜う。右相の劉祥道は儀と善きに坐し、政事を罷め、司禮太常伯（礼部尚書）と為し、左肅機（尚書左丞なり）の鄭欽泰等の朝士の流貶せらるる者は甚だ衆く、皆な儀と交通するに坐すが故也。

■ 【垂簾政治、武后は政治実権掌握】 是より上は事を視る毎に、則ち后は簾を後ろに垂れ、政は大小と無く皆な之と聞く。天下の大權は、悉く中宮に歸し、黜陟、生殺は、其の口に決し、天子は手を拱き而して已む、中外は之を二聖と謂う。

■ 太子の右中護（左右庶子を改めて左右中護と為す）、檢校西台侍郎の樂彥璋、西台侍郎の孫處約は並びて同東西台三品とす。

高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之上麟德二年（乙丑，665年）

■吐蕃春，正月，丁卯（40-40+1=1日），吐蕃は遣使して入見し，復た吐谷渾と和親するを請い，仍ほ赤水（河源郡の赤水県、本は吐谷渾の地む。青海南境、現・海南チベット族自治州興海県）の地に畜牧するを求め，上は許さず。

■二月，壬午（18-9+1=10日），車駕は京師を發し，丁酉（33-9+1=25日），合璧宮に至る。

■[盡く善く、群臣は諫めず] 上は語りて隋の煬帝に及び，侍臣に謂って曰く、

「煬帝は諫めを拒み而して亡び，朕は常に以て戒めと為し，心を虚しくして諫めを求める。而して竟に諫める者無きは，何ぞ也？」

李勣は對えて曰く、

「陛下の為す所は盡く善し，群臣は而して諫める無し。」（胡三省曰く、褚遂良・韓瑗の死せしは、唯だ諫めを拒みしのみならず、且つ諫者を殺せり。群臣は誰か復た諫めんや。李勣は、諛を献じて以て利を苟くしも、而して其の家に凶なるを知らずと）

■三月，甲寅（50-39+1=12日），兼司戎太常伯（兵部尚書）の姜恪を以て同東西台三品とす。恪は，寶誼（高祖に従いて兵を太原に起す）之子也。

■辛未（7+60-39+1=29日），東都の乾元殿は成る。閏月，壬申（8-8+1=1日）朔，車駕は東都に至る。

■吐蕃[吐蕃は西域を侵す] 疏勒・弓月は吐蕃を引きて于闐を侵す。西州都督の崔知辯、左武衛將軍の曹繼叔に敕して兵を將いて之を救わしむ。

■夏，四月，戊辰（4+60-38+1=27日），左侍極の陸敦信は右相を檢校す。西台侍郎の孫處約、太子の右中護、檢校西台侍郎の樂彥璋は並びて政事を罷む。

■[麟德歴の施行] 秘閣（龍朔に太史局を改めて秘閣局と為し、令を郎中と為し、丞を郎と為す）郎中の李淳風は傅仁均の《戊寅歴》（187卷高祖武徳二年に始めて施行）は推歩すること浸く疏なるを以て，乃ち劉焯の《皇極歴》（隋の時劉焯は甲子元暦を造る、之を謂う。張賓の擯する所と為り、行うを得ず）を増損し，更に《麟德歴》を撰す。五月，辛卯（27-8+1=20日），之を行ふ。

■秋，七月，己丑（25-7+1=18日），兗州都督の鄧康王の元裕は薨ず。

【高宗・武後の封禪の儀盛大】

■新羅 百濟 耽羅 倭國 高句麗 [新羅、百濟、耽羅、倭國を泰山に引率] 上は熊津都尉の扶餘隆と新羅王の法敏に命じて舊怨を釋き去らしむ。八月，壬子（48-36+1=13日），熊津城に同盟す。劉仁軌は新羅、百濟、耽羅（僭羅ともいう、新羅の武州南島の上に居り、初め百濟に付き、後に新羅に附く。現・濟州島）、倭國の使者を以て（11-317p）海西に浮かびて還り，泰山を祠るに會し，高麗も亦た太子の福男を遣わして來たりて祠に侍せしむ。

■[武後も泰山に行く] 冬，十月，癸丑（49-35+1=15日），皇后は表して稱す、

「封禪の舊儀は，皇地祇を祭り，太后は昭配し，而して公卿をして事を行わ令め，禮は未だ發（続は安）せざる有り，日に至り，妾は請う、内外の命婦（内命婦は宮仲の女官。外命婦は大長公主、長公主、郡王、県主、王妃、国夫人、郡夫人、県君、郷君などをいう）を帥いて奠獻せん。」

詔す、

「社首（山東省濟南道泰安県の西南、現・泰安市泰山区）に禪するには皇后を以て亞獻と為し，越國の太妃の燕氏（趙王貞の母、太宗の妃嬪、此の時唯燕氏在り）を終獻と為す。」

壬戌（58-35+1=24日），詔す、

「封禪の壇設ける所の上帝、后土の位は，先に蒿秸（藁）、陶匏（焼き物、瓢）等を用いる，並びに宜しく改めて茵褥（敷物）、壘爵（酒樽）を用いるべし，其の諸郊祀も亦た宜しく此に准ずべし。」

又た詔す、

「今より郊廟の享宴には、文舞は《功成慶善之樂》を用い、武舞は《神功破陳之樂》を用いるべし」

■ **[封禪に世界各国参列]** 丙寅 (2+60-35+1=28日)、上は東都を發し、駕に従う文武儀仗は、數百里絶えず。營を列ね幕を置き、原野に彌互(渡り渡る)す。東は高麗より、西は波斯、烏長(一に烏伏那に作る。印度克什米爾の西北、蘇瓦特河の上流に在り。即ち加非哩斯垣以東、印度河以西の地方に在り)諸國に至るまで朝會する者は、各々其の屬を帥いて扈從し、穹廬毳幕、牛羊駝馬は、道路に填咽す。時に比歲豐稔し、米斗ごとに五錢に至り、麥、豆は市に列せず。

■ **[濮陽は帝丘]** 十一月、戊子 (24-5+1=20日)、上は濮陽(顓瑣の墟。春秋に、衛の成公は楚丘より此に徙る。漢は濮陽県と為し、東郡を帯びる。晋は分けて濮陽郡と為す。隋は県と為し、滑州に属す。唐は濮州に属す。山東省東臨道濮県の東二十里、直隸省大名道濮陽県、現・河南省濮陽市濮陽県)に至り、**竇德玄**は騎從す。上は問う、

「濮陽は之を帝丘と謂うは、何ぞ也？」

德玄は對える能わず。**許敬宗**は後ろより馬を躍らし而して前みて曰く、

「昔**顓瑣**(『史記』に記される帝王)は此に居り、故に之を帝丘と謂う。」

上は善しと稱す。**敬宗**は退き、人に謂って曰く、

「大臣は以て學無かる可からず。吾は**德玄**が對うる能わざるを見、心は實は之を羞じる。」

德玄は之を聞き、曰く、

「人は各々能有り不能有り、吾は強いて對えるに知らざる所を以てせず、此れ吾の能くする所也。」

李勣は曰く、

「**敬宗**は多く聞き、信に美あり矣。**德玄**之言も亦た善也。」

■ **[九世同居の秘訣は忍]** 壽張(壽張県は前漢に壽良と曰い、東郡に属す。光武帝は壽張と改め、東平国に属す。隋は濟州に属す。唐は鄆州に属す。山東省東臨道東平県の西南、現・濟寧市梁山県)の人の**張公藝**は九世同居し、齊、隋、唐は皆な其の門に旌表す。上は壽張を過ぎ、其の宅に幸し、能く共に居る所以の之故を問ひ、**公藝**は「忍」の字百餘を書して以て進む。上は之を善しとし、賜うに縑帛を以てす。

■ **[泰山下に至る]** 十二月、丙午 (42-34+1=9日)、車駕は齊州に至り、留まること十日。丙辰 (52-34+1=19日)、靈巖頓を發し、泰山の下に至り、有司は山南に於いて圓壇を為り、山上に登封壇を為り、社首山上に降禪方壇を為る。

高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之上乾封元年(丙寅、666年)

■ **[皇后も壇に升りて亞獻]** 春、正月、戊辰 (4-4+1=1日)朔、上は昊天上帝を泰山の南に祀る。己巳 (5-4+1=2日)、泰山に登り、玉牒を封じ、上帝の冊は藏するに玉匱を以てし、配帝の冊は藏するに金匱を以てし、皆な纏うに金繩を以てし、(11-318p)封じるに金泥を以てし、印するに玉璽を以てし、藏するに石[石感](石の篋)を以てす。庚午 (6-4+1=3日)、社首に降禪し、皇地祇を祭る。上は初獻し畢り、事を執る者は皆な趨り下る。宦者は帷を執り、**皇后**は壇に升りて亞獻は、帷帟(傍らに在るを帷、上に在るを帟。帟は帷中の座上の承塵なり)は皆な錦繡を以て之を為る。酒を酌み、俎豆を實し、登歌するは、皆な宮人を用いる。壬申 (8-4+1=5日)、上は朝覲壇に御し、朝賀を受ける。天下に赦し、改元す。文武官の三品已上に爵一等を賜い、四品已下一階を加える。是より先階に泛加無く、皆な勞考を以て叙し進み、五品三品に至れば、仍ほ奏して進止を取る、是に至りて始めて泛階有り、末年に及ぶ比おい、緋を服する者朝に満つ矣。

■**[李義府の卒に安堵]**時に大赦し、惟だ長流の人のみ還るを聽さず、**李義府**は憂憤して病を發して卒す。**義府**の流竄（龍朔三年に嶺州に流される）せられしより、朝士は日々其の復た入らんことを憂い、其の卒するを聞くに及び、衆心は乃ち安ず。

■**[高宗の京師帰還行]**丙戌（22-4+1=19日）、車駕は泰山を發す。辛卯（27-4+1=24日）、曲阜（魯侯伯禽の都する所。魯城中に在り。隋は始めて曲阜縣を置き、兗州に屬す。山東省濟寧道曲阜縣、現・濟寧市曲阜市）に至り、**孔子**に太師を贈り、少牢を以て祭りを致す。己未（癸未×、55-4+1=26日）、亳州（谷陽縣は漢の苦縣なり、老子の祠有り。この年に改めて眞源縣と為す。河南省開封道鹿邑縣の東十里、東都まで898里、現・周口市鹿邑縣）に至り、老君廟に謁す、尊號を上りて**太上玄元皇帝**と曰う。（三月か）丁丑（13-3+1=11日）、東都に至り、留まること六日、甲申（20-3+1=18日）、合璧宮に幸す。夏、四月、甲辰（40-32+1=8日）、京師に至り、太廟に謁す。

■庚戌（46-32+1=15日）、左侍極兼檢校右相の**陸敦信**は老疾を以て職を辭し、大司成（國子祭酒）、兼左侍極に拜し、政事を罷む。

■**[貨幣改鑄]**五月、庚寅（26-2+1=25日）、乾封泉寶錢を鑄、一は十に當り、期年を俟ちて盡く舊錢を廢す。

■**[高句麗]****[泉蓋蘇文卒し、高句麗分裂]**高麗の**泉蓋蘇文**は卒し、長子の**男生**は代わりて莫離支と為り、初めて國政を^{つかさど}知り、出でて諸城を巡り、其の弟の**男建**、**男産**をして留後の事を知ら使む。或は二弟に謂つて曰く、

「**男生**は二弟之逼るを惡み、意は之を除かんと欲す、先に計を為すに如かず。」

二弟は初め未だ之を信じず。又た**男生**に告げる者有りて曰く、

「二弟は兄が還りて其の權を奪わんことを恐れ、兄を拒みて納れざらんと欲す。」

男生は潜に親する所を遣わして平壤に往きて之を伺わしめ、二弟は收掩し、之を得、乃ち王命を以て**男生**を召す。**男生**は懼れ、敢えて歸らず。**男建**は自ら莫離支と為り、兵を發して之を討つ。**男生**は走りて別城を保ち、其の子の**獻誠**をして闕に詣りて救いを求め使む。六月、壬寅（38-31+1=8日）、右驍衛大將軍の**契苾何力**を以て遼東道安撫大使と為し、兵を將いて之を救わしむ。**獻誠**を以て右武衛將軍と為し、郷導を為さ使む。又た右金吾衛將軍の**龐同善**、營州都督の**高侃**を以て行軍總管と為し、同じく高麗を討たしむ。

■秋、七月、乙丑（1-1+1=1日）朔、殷王の旭輪を徙して豫王と為す。大司憲兼檢校太子左中護の**劉仁軌**を以て右相と為す。

■**[高句麗]****[劉仁軌と李義府の因縁]**初め、**仁軌**は給事中と為り、**畢正義**の事（前卷顯慶元年にあり）を按じ、**李義府**は之を怨み、出して青州刺史と為す。會々百濟を討ち、**仁軌**は當に海に浮かびて糧を運び、時に未だ行く可からず（海行は順風を待つ）、**義府**は之を督し、（11-319p）風に遭いて船を失い、丁夫の溺死するは甚だ衆く、監察御史の**袁異式**に命じて往きて之を鞠せしむ。**義府**は**異式**に謂つて曰く、

「君は能く事を辦ず、官無きを。憂うる勿れ」

異式は至り、**仁軌**に謂つて曰く、

「君は朝廷と何の人の仇と為るや、宜しく早く自ら計を為すべし。」

仁軌は曰く、

「**仁軌**は官に當りて不職ならば、國に常刑有り、公は法を以て之を斃せば、命を逃れる所無し。若し遽に自ら引決せ使め以て仇人を快くすれば、竊に未だ甘んぜざる所なり！」

乃ち獄を具して以て聞す。異式は將に行かんとし、仍ほ自ら其の鎖を掣す（鎖は簧に入らずして、行きて後、私に之を開くを得んこちを恐るるなり）。獄は上り、義府は上に言つて曰く、

「仁軌を斬らざれば、以て百姓に謝する無し。」

舍人の源直心は曰く、

「海風は暴に起き、人力の及ぶ所に非ず。」

上は乃ち命じて除名し（前卷顯慶五年にあり）、白衣を以て從軍し自ら效さしむ。義府は又た劉仁願に諷して之を害さしめ、仁願は殺すに忍びず。大司憲と為るに及び、異式は懼れ、自ら安ぜず、仁軌は觴を瀝らして之に告げて曰く、

「仁軌が若し疇昔之事を念えば、此の觴の如き有り！」

仁軌は既に政事を知り、異式は尋いで詹事丞（正六品上）に遷る。時論紛然として、仁軌は之を聞き、遽に薦めて司元大夫（戸部郎中）と為す。監察御史の杜易簡は人に謂つて曰く、

「斯れ所謂枉れるを矯めて正しきに過ぎるなり矣！」

■八月、辛丑（37-30+1=8日）、司元太常伯兼檢校左相の竇德玄は薨ず。

■[武士元慶、元爽への懲罰] 初め、武士攬は相里氏を娶り、男の元慶、元爽を生む。又た楊氏を娶りて、三女を生み、長は越王府の法曹の賀蘭越石に適い、次は皇后、次は郭孝慎に適う。士攬は卒し、元慶、元爽及び士攬の兄の子の惟良、懷運は皆な楊氏に禮せず、楊氏は深く之を銜む。越石、孝慎及び孝慎の妻は並びて早く卒し、越石の妻は敏之及び一女を生み而して寡なり。后は既に立ち、楊氏を榮國夫人（國夫人は位一品）と號し、越石の妻を韓國夫人と號し、惟良は始州長史より司衛少卿（衛尉少卿）に超遷し、懷運は瀛州長史より淄州刺史に遷り、元慶は右衛郎將より宗正（この時已に宗正を改めて司宗と為す）少卿と為り、元爽は安州戸曹より少府少監（この時少府監を已にを改めて内府監と為す）に累遷す。榮國夫人は嘗て置酒し、惟良等に謂つて曰く、

「頗る疇昔之事を憶う乎？今日之榮貴は復た何如？」

對えて曰く、

「惟良等は幸いに功臣の子弟なるを以て、早く宦籍に登り、份を揣り才を量り、貴達を求めず、豈に意わんや皇后之故を以て、曲げて朝恩を荷わんとは、夙夜憂懼し、榮と為さざる也。」

榮國は悦ばず。皇后は乃ち上疏し、惟良等を出して遠州の刺史と為さんと請う、外に廉抑を示せども、實は之を惡む也。是に於いて惟良を以て始州（京師に1662里、東都に2560里）刺史を檢校せしめ、元慶を龍州（古の江油。秦漢魏の時は無人の地。故城は四川省西川道平武縣の東南に在り。京師に2660里、東都に2115里、現・綿陽市平武縣）刺史と為し、元爽を濠州（漢の鐘離縣の地。安徽省淮泗道鳳陽縣、京師に2150里、東都に1313里、現・滁州市鳳陽縣）刺史と為す。

（11-320p）元慶は州に至り、以て憂卒す。元爽は事に坐し振州に流され而して死す。

■[武后は魏國夫人を暗殺] 韓國夫人及び其の女は后が禁中に出入する故を以て、皆な上に幸を得る。韓國は尋ぎて卒し、其の女は號の魏國夫人を賜る。上は魏國を以て内職と為さんと欲し、心は后を難りて、未だ決せず、后は之を惡む。會々惟良、懷運は諸州の刺史と與に泰山に詣りて朝覲し、從いて京師に至り、惟良等は食を獻ず。后は密に毒を醢中に置き、魏國をして之を食せしめ、暴に卒し、因りて罪を惟良、懷運に歸し、丁未（43-30+1=14日）、之を誅し、其の姓を改めて蝮式と為す。懷運の兄の懷亮は早く卒し、其の妻の善氏は尤も榮國に禮せず、惟良等に坐して掖庭に没入し、榮國は后をして他事を以て棘を束ねて之を鞭うた令め、肉は盡き骨を見而して死す。

■**高句麗** **[泉男生を遼東大都督に任ず]** 九月、**龐同善**は大いに高麗兵を破り、**泉男生**は衆を帥いて**同善**と合す。詔して**男生**を以て特進、遼東大都督、兼平壤道安撫大使と為し、玄菟郡公に封ず。

■ **[劉齊賢の人となり]** 戊子 (24-0+1=25日)、金紫光祿大夫致仕の廣平の宣公の**劉祥道**は薨ず、子の**齊賢**は嗣ぐ。**齊賢**の人と為りは方正なり、上は甚だ之を重んじ、晉州司馬と為す。將軍の**史興宗**は嘗て上に従いて苑中に獵し、因りて言う、

「晉州は佳鷄を産す、**劉齊賢**は今司馬と為る、請う之を捕え使めん。上は曰く、

「**劉齊賢**は豈に鷄を捕える者を邪！卿は何ぞ此を以て之を待つ！」

■**高句麗** 冬、十二月、己酉 (45-23+1=23日)、**李勣**を以て遼東道行軍大總管兼安撫大使 (続は無し、ただし新唐書及び紀事本末は有り) と為し、司列少常伯の**安陸** (漢が江夏郡に属す県、宋は分けて安陸郡に属す。隋・唐は安州に属す) の**郝處俊**を以て之を副とし、以て高麗を撃たしむ。**龐同善**、**契苾何力**は並びて遼東道行軍副大總管と為し兼安撫大使は故の如し。其の水陸諸軍總管並びに運糧使の**竇義積**、**獨孤卿雲**、**郭待封**等は、並びて**勣**の處分を受ける。河北の諸州の租賦は悉く遼東に詣りて軍用に給す。**待封**は、**孝恪** (太宗に事えて龜茲に戦死す) 之子也。

■ **[杜懷恭は山中に亡匿す]** **勣**は其の婿の京兆の**杜懷恭**と偕に行き、以て勳效を求めんと欲す。**懷恭**は辭するに貧を以てす、**勣**は之を贖らす。復た辭するに奴馬無きを以てす、又た之を贖らす。**懷恭**は辭窮まり、乃ち岐陽の山中に亡匿し、人に謂って曰く、

「公は我を以て、法を立てんと欲する耳。」

勣は之を聞き、流涕して曰く、

「**杜郎**は疏放なり、此れ或は之有らん。」

乃ち止む。

高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之上乾封二年 (丁卯, 667年)

■ 春、正月、上は籍田を耕す、有司は耒耜 (土を掘り返す鋤) を進め、加えるに雕飾 (彫った飾り) を以て。上は曰く、

「耒耜は農夫の執る所、豈に宜しく此くの如き之麗なるべけんや！」

命じて之を易えしむ。既に而して之を耕し、九推 (耕籍の制、月令及び鄭玄、周禮を注し、皆云う、天子は三推すと。盧植は礼記を注して曰く、天子は籍を耕すに、一たび發し九たび耒を推すと。此れ盧説を用いるなり) して乃ち止む。

■ **[乾封泉寶錢を中止]** 乾封泉寶錢を行うより、穀帛は踴貴し、商賈は行なわれず、癸未 (19+60-58+1=22日)、詔して之を罷めしむ。

■ 二月、丁酉 (33-28+1=6日)、涪陵の悼王の**愔** (高宗の弟) は薨ず。

■ 辛丑 (37-28+1=10日)、復た萬年宮を以て九成宮と為す (永徽二年に改名を元に戻す)。(11-321p)

■ **吐蕃** **[吐蕃侵攻で唐十二州廢止]** 生羌の十二州は吐蕃の破る所と為り、三月、戊寅 (14+60-57+1=18日)、悉く之を廢す。

■ **[賢臣推薦せずは陛下の為す所]** 上は屢々侍臣が賢を進めざるを責め、衆は敢えて對える莫し。司列少常伯 (東部尚書) の**李安期**は對えて曰く、

「天下は未だ嘗て賢無くんばあらず、亦た群臣の敢えて賢を蔽うに非ざる也。比來公卿は薦引する所有れば、讒を為す者已に指して朋黨と為し、滯淹する者未だ伸びるを獲ざるに、而して位に在る者先ず罪を獲

矣、是を以て各各口を杜じる耳。陛下は果たして至誠を推し以て之を待てば、其れ誰か知る所を擧げるを願わざらんや！此れ陛下に在り、群臣に在るに非ざる也。」

上は深く以て然ると為す。安期は、百藥（李徳林の子）之子也。

■【隋並の造営戦争の削減】夏，四月，乙卯（51-27+1=25日），西台侍郎の楊弘武、戴至徳、正諫大夫（諫議大夫）兼東台侍郎（給事中）の李安期、東台舍人の昌樂の張文瓘、司列少常伯兼正諫大夫の河北の趙仁本は並びて同東西台三品なり。弘武は、素（楊素は隋に仕えて賞顯なり）之弟の子。至徳は、胄（太宗の相）之兄の子也。時に蓬萊、上陽（洛陽宮城の西南隅に在り、南は洛水に臨み、西は穀水に距り、東は即ち宮城、北は禁苑に連なる）、合璧等の宮を造り、頻りに四夷を征伐し、廐馬は萬匹、倉庫は漸く虚し、張文瓘は諫めて曰く、

「隋鑿は遠からず、願わくは百姓をして怨みを生ぜ使むる勿れ。」

上は其の言を納れ、廐馬數千匹を減ず。

■秋，八月，己丑（45-25+1=21日）朔，日之を食する有り。

■辛亥（47-25+1=23日），東台侍郎の同東西台三品の李安期は出でて荊州（秦の南部の地。湖北省荊南道江陵県、京師の東南1730里、東都まで1335里）長史と為る。

■九月，庚申（58-54+1=5日），上は久しく疾むを以て、太子の弘に命じて監國せしむ。

【高句麗遠征、ついに滅亡す】

■高句麗【高句麗の新城を攻める】辛未（7+60-54+1=14日），李勣は高麗之新城を抜き、契苾何力をして之を守らしむ。勣は初めて遼を度り、諸將に謂って曰く、

「新城は、高麗の西邊の要害なり、先ず之を得ざれば、餘城は未だ取り易からざる也。」

遂に之を攻め、城人は夫仇等を師いて城主を縛り開門して降る。勣は兵を引いて進みて一十六城を撃ち皆之を下す。龐同善、高侃は尚ほ新城に在り、泉男建は兵を遣わして其の營を襲い、左武衛將軍の薛仁貴は撃ちて之を破る。侃は進みて金山に至り、高麗と戦い、利あらず、高麗は勝ちに乗りて北けるを逐い、仁貴は兵を引いて之を横撃し、大いに高麗を破り、斬首は五萬餘級（新唐書は五千）、南蘇、木底、蒼巖の三城（後に皆置きて州と為す）を抜き、泉男生の軍と合す。

■高句麗【兩軍の虚実の駆け引き】郭待封は水軍を以て別道より平壤に趣き、勣は別將の馮師本を遣わして糧仗を載せて以て之を資けしむ。師本の船は破れ、期を失い、待封の軍中は饑窘し、書を作りて勣に與えんと欲し、虜の得る所と為り、其の虚實を知るを恐れ、乃ち離合詩（字画を離析し、之を合すれば文を成し、以て其の意を見わす）を作り以て勣に與える。勣は怒りて曰く、

「軍事は方に急なり、何ぞ詩を以て為さん？必ず之を斬らん！」

行軍管記（軍中の書記を掌る）通事舍人の河南の元萬頃は為に其の義を釋き、勣は乃ち更に（11-321p）糧仗を遣わして之に赴かしむ。萬頃は《高麗に檄する文》を作り、曰く

「鴨綠之險を守るを知らず。」

泉男建は報じて曰く、

「謹みて命を聞けり矣！」

即ち兵を移して鴨綠の津に據り、唐の兵は渡るを得ず。上は之を聞き、萬頃を嶺南に流す。

■高句麗【郝處俊の膽略】郝處俊は高麗の城下に在り、未だ列を成すに及ばず、高麗は奄至し、軍中は大いに駭く。處俊は胡床に據り、方に干糲（干し飯）を食し、潜に精銳を簡び、撃ちて之を敗り、將士は其の

膽略に服す。

■冬，十二月，甲午（30-23+1=8日），詔して、

「今より昊天上帝、五帝、皇地祇、神州地祇を祀るには（貞観・顯慶の禮を用いる）、並びて高祖、太宗を以て配し、仍ほ昊天上帝、五帝を明堂に合祀す。」

■是の歲，海南の獠は瓊州（広東省瓊崖道瓊山県の南六十里、現・海南省海口市瓊山区）を陥す。

高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之上總章元年（戊辰，668年）

■高句麗春，正月，壬子（壬下×、48-22+1=27日），右相の劉仁軌を以て遼東道副大總管と為す。

■高句麗〔扶餘城を抜く〕二月，壬午（18+60-52+1=27日），李勣等は高麗の扶餘城（元扶余の根拠地、現・吉林市）を抜く。薛仁貴は既に高麗を金山に破り，勝ちに乗りて三千人を將いて將に扶餘城を攻めんとし，諸將は其の兵の少なきを以て，之を止める。仁貴は曰く、

「兵は必ず多からず，之を用いること何如かを顧る耳。」

遂に前鋒と為りて以て進み，高麗と戦い，大いに之を破り，殺獲は萬餘人，遂に扶餘城を抜く。扶餘川中の四十餘城は皆な風を望みて服せんと請う。

■高句麗〔高句麗は今回滅びる〕侍御史の洛陽の賈言忠は使いを奉じて遼東より還り，上は問うに軍事を以てし，言忠は對えて曰く、

「高麗は必ず平らがん。」

上は曰く、

「卿は何ぞ以知之？」

對えて曰く、

「隋の煬帝は東征し而して克たざる者は，人心離怨するが故也。先帝は東征し而して克たざる者は，高麗は未だ釁有らざる也。今高麗微弱にして，權臣は命を擅にし，蓋蘇文は死し，男建の兄弟は内に相い攻奪し，男生は心を傾けて内附し，我が郷導を為し，彼之情偽は，之を知らざるは靡し。陛下の明聖なり，國家の富強なるを以て，將士は力を盡し，以て高麗之亂に乗じ，其の勢いは必ず克ち，再舉を俟たず矣。且つ高麗は連年饑饉し，妖異は屢々降り，人心は危駭し，其の亡ぶるは足を翹げて待つ可き也。」

上は又た問う、

「遼東の諸將（高句麗征伐の諸將）は孰れか賢なるや？」

對えて曰く、

「薛仁貴は勇は三軍に冠たり。龐同善は善く鬥わずと雖も，而るに軍を持つこと嚴整なり。高侃は勤儉自ら處し，忠果にして謀有り。契苾何力は沉毅にして能く斷じ，頗る前を忌む（人が己の前に在るを忌む）と雖も，而も統御之才有り。然れども夙夜小心にして，身を忘れ國を憂うるは，皆な李勣に及ぶ莫き也。」

上は深く其の言を然りとす。

■高句麗〔大行城を抜く〕泉男建は復た兵五萬人を遣わして扶餘城を救い，李勣等と薛賀水（新唐書には薩賀水）に遇い，合戦し，大いに之を破り，斬獲は三萬餘人あり，進みて大行城を攻め，之を抜く。

■〔明堂の制度制定略定〕朝廷の明堂の制度を議し略ぼ定まる，三月，庚寅（26-21+1=6日），天下に赦し，改元す（新たに明堂を作るを以て改元す）。（11-322p）

■戊寅（14?），上は九成宮に幸す。夏，四月，丙辰（52-51+1=2日），彗星は五車（五星・五帝の車舎なり。五

帝の座なり。天子の五兵を主る。一に曰くも五穀の豊耗を主ると、西北の大星を天庫と曰う。太白を主り、秦を主る。次の東北を獄と曰う、辰星を主り燕趙を主る。次の東星を天倉と曰う。歳星を主り、魯衛を主る。次の東南を司空と曰う。填星を主り、楚を主る。次の西南を卿星と曰う。熒惑を主り、魏を主る。五星変有れば、皆其の占する所の據を以てす。五車は昴畢の間に在り)に見る。上は正殿を避け、常膳を減じ、樂を撤す。許敬宗等は奏して常に復すを請い、曰く、

「彗の東北に見わるは、高麗は將に滅びる之兆也。」

上は曰く、

「朕之不徳なるは、謫は天に見わる、豈に咎を小夷に歸す可けんや！且つ高麗の百姓も、亦た朕之百姓也。」

許さず。戊辰(4+60-51+1=14日)、彗星は見わる。

■辛巳(17+60-51+1=27日)、西台侍郎、同東西台三品の楊弘武は薨ず。

■高句麗八月、辛酉(57-49+1=9日)、卑列道行軍總管、右威衛將軍の劉仁願は高麗を征して逗留するに坐して、姚州に流される。

■癸酉(9+60-49+1=21日)、車駕は京師に還る。

■高句麗[ついに平城陥落]九月、癸巳(29-18+1=12日)、李勣は平壤を抜く。勣は既に大行城に克ち、諸軍の他道に出でる者は皆な勣と會い、進みて鴨綠柵に至り、高麗は兵を發して拒み戦い、勣等は奮撃し、大いに之を破り、奔るを追うこと二百餘里、辰夷城を抜き、諸城は遁逃し及び降る者は相繼ぐ。契苾何力は先ず兵を引いて平壤城下に至り、勣の軍は之に繼ぎ、平壤を圍むこと月餘、高麗王の藏は泉男産を遣わして首領九十八人を帥いて、白幡を持ち勣に詣りて降り、勣は禮を以て之を接す。泉男建は猶ほ閉門して拒み守り、頻る兵を遣わして出で戦い、皆な敗れる。男建は軍事を以て僧の信誠に委ね、信誠は密に人を遣わして勣に詣らしめ、内應を為さんと請う。後五日にして、信誠は開門し、勣は兵を縦ちて登城して鼓噪し、城の四周(統の月は間違い)を焚かしめ、男建は自ら刺し、死なず、遂に之を擒とす。高麗は悉く平ぐ。

■[不死の薬を飲まず]冬、十月、戊午(54-48+1=6日)、烏荼國(印度孟加拉・バングラディシュの南俄里薩地方)の婆羅門(バラモン)の盧迦逸多を以て懷化大將軍(從三品、以て蕃官に授ける)と為す。逸多は自ら言う、
「能く不死の薬を合わす」

と、上は將に之を餌せんとす。東台侍郎の郝處俊は諫めて曰く、

「修短は命有り、薬の延ぶ加きに非ず。貞觀之末、先帝は那羅邇娑婆寐(前卷顯慶二年にあり)の薬を服し、竟に效無し。大漸之際、名醫は為す所を知らず、議者は罪を娑婆寐に歸し、將に顯戮を加えんとす、笑いを戎狄に取らんことを恐れ而して止む。前鑒は遠からず、願わくは陛下は深く察すべし。」

上は乃ち止む。

■高句麗[高句麗の戦後処理]李勣は將に至らんとす、上は命じて先ず高藏等を以て昭陵に獻じ、軍容を具え、凱歌を奏し、京師に入り、太廟に獻ず。十二月、丁巳(53-47+1=7日)、上は俘を含元殿に受ける。高藏が政は己に出ざるに非ざるを以て、赦して以て(11-324p)司平太常伯(工部尚書)、員外同正(旧唐書に永徽言に尚葉奉御蔣孝璋、員外特を置き、なお正員と同じくす。員外同正、此れより始まると)と為す。泉男産を以て司宰少卿(光祿少卿)と為し、僧の信誠を銀青光祿大夫と為し、泉男生を右衛大將軍と為す。李勣以下、封賞に差有り。泉男建を黔州に流し、扶餘豊を嶺南に流し、高麗の五部、百七十六城、六十九萬餘戸を分けて、九都督府(新城・遼城・哥勿・衛樂・舍利・居素・越貴・去且・建安の州に都督府)、四十二州(南蘇・蓋平・代那・倉巖・磨米・積利・黎山・延津・木底・安市・諸北・識利・沸涅・拜漢の十四州のみ志にあり)、百縣と為し、安東都護府を平壤に置いて

以て之を統べしむ。其の曾帥の功有る者を擢んで都督、刺史、縣令と為し、華人と參理（理は治める。時に上の名前を避けて治を持って理と為す。資治通鑑は唐史の成文に因る）せしむ。右威衛大將軍の薛仁貴を以て安東都護を檢校し、兵二萬人を總べ以て之を鎮撫せしむ。

■ [高句麗討伐を太廟に告げる] 丁卯（3+60-47+1=17日）、上は南郊に祀し、高麗の平らぐを告げ、李勣を以て亞獻と為す。己巳（5+60-47+1=19日）、太廟に謁す。

■ [劉延祐は弱冠] 渭南（雍州に属す県、陝西省関中道渭南県、現・渭南市臨渭区）の尉の劉延祐は、弱冠にして進士の第に上り、政事は畿縣（唐の雍州の諸県は萬年・長安を赤県と為し、餘県を畿縣と為す。六典に曰く、城内を京県と為し、城外を畿縣と為すと）の最為り。李勣は之に謂って曰く、

「足下は春秋甫めて爾り、遽に大名を擅にし、宜しく稍自ら貶抑すべし、獨り人の右に出ざるを為す無き也。」

■ [征遼の軍士の救済] 時に敕有り、

「征遼の軍士の逃亡し、限内に首せざる及び首し而して更に逃げる者は、身は斬り、妻子は籍没すべし。」太子は上表して、以為く、

「此くの如き之比は、其の數は至って多し。或は病に遇いて隊伍に及ばず、怖懼し而して逃れるあり。或は樵采するに因りて賊の掠する所と為る。或は渡海して漂没するあり。或は深く賊庭に入り、傷殺する所と為るあり。軍法は嚴重にして、同隊並せて罪を獲るを恐れ、即ち擧げて以て逃と為す、軍旅之中、勘當（十分な調査）するに暇あらず、直ちに隊司の通狀に據り所屬に關移し、妻子は官に没し、情は實に哀れむ哥し。《書》（書經大禹謨の言）に曰く、『與に（統は無し）其の不幸を殺さんよりは、寧ろ不經にすべし。』伏して願わくは逃亡之家、其の配没を免かれんことを。」

之に従う。甲戌（10+60-47+1=24日）、司戎太常伯の姜恪は檢校左相を兼ね、司平太常伯の閻立本は右相を守らしむ。

■ 是の歲、京師及び山東、江、淮は旱し、饑える。

高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之上總章二年（己巳、669年）

■ [同三品は位となる] 春、二月、辛酉（57-46+1=12日）、張文瓘を以て東台侍郎と為し、右肅機、檢校太子の中護の譙人（譙県は亳州を帯びる、安徽省淮泗道亳県、現・亳州市）の李敬玄を以て西台侍郎と為し、並びに同東西台三品とす。是より先同三品は銜（位）に入らず、是に至りて始めて銜に入る。

■ [盧承慶の人事考課] 癸亥（59-46+1=14日）、雍州長史の盧承慶を以て司刑太常伯と為す。承慶は嘗て内外の官を考す、一官有りて運を督し、風に遭いて米を失い、承慶は之を考して曰く、

「運を監して糧を損す、考中の下。」

其の人の容色は自若たり、言う無く而して退く。承慶は其（期×）の雅量を重んじ、改めて注して曰く、

「力の及ぶ所に非ず、考中の中。」

既に喜ぶ容無く、亦た愧じる詞無し。又た改めて曰く、

「寵辱驚かず、考中の上。」（11-325p）

■ 三月、丙戌（22-15+1=8日）、東台侍郎の郝處俊は同東、西台三品なり。

■ [明堂の制度制定やむ] 丁亥（23-15+1=9日）、詔して明堂の制度を定める。其の基は八觚（方後）、其の

宇（庇・軒・屋根）は上まる圓く、覆うに清陽（淮南子に、清陽を天と為す。故に明堂を覆うに清陽の色を以てすと）の玉葉（玉葉は必ず玉を持って之を為すに非ず、蓋し亦瓦の類。之を葉と謂う者は朴を尚ぶの意。猶ほ之を茨くに茅を以てすることきなり。玉と曰うは、之を宝貴するを示すのみ）を以て、其の門牆階級、そうれい窗櫺（続は窓櫺、格子窓）びちゅう楣柱（横木と柱構造）（牆に在るを牖と曰い、屋に在るを窓と曰う。聰なり。内より外を見るの聰明なり。）、こうせつ柳窠（柳窠×、繫馬之柱）けきょう桁杙（斗と一緒に斗杙を構成し斗や桁を受ける腕木状の水平材）、皆な天地陰陽律歷之數にのつと法る。詔下る之後、衆議は猶ほ未だ決せず、又た饑饉に會い、竟に立てるを果たさず。

■夏，四月，己酉（45-45+1=1日）朔，上は九成宮に幸す。

■ **【高句麗の民の徒民】** 高麗之民は離叛する者多し、敕して高麗の戸三萬八千二百を江、淮之南，及び山南、京西の諸州の空曠之地に徙し、其の貧弱なる者を留めて、安東を守ら使む。

■六月，戊申（44-44+1=1日）朔，日之を食する有り。

■ **【涼州行幸の中止、來公敏の諫言】** 秋，八月，丁未（43-43+1=1日）朔，詔して、
「十月を以て涼州に幸せん」

と、時に隴右は虚耗にして、議者は多く以為く、
「未だ宜しく游幸すべからず。」

上は之を聞き、辛亥（47-43+1=5日）、延福殿（九成宮中にあり）に御し、五品已上を召して謂って曰く、
「古より帝王は、巡守せざる莫し、故に朕は遠俗を巡視せんと欲す。若し果たして不可と為せば、何ぞ面陳せざるや、而して退きて後言有るは、何ぞ也？」

宰相より以下敢えて對える莫し。詳刑大夫（大理少卿）の來公敏は獨り進みて曰く、

「巡守は帝王の常事と雖も、然れども高麗は新たに平らぎ、餘寇は尚ほ多く、西邊の經略は、亦た未だ兵を息まず。隴右の戸口は凋弊し、鑾輿の至る所、供億百端、誠に未だ易からざると為す。外間は實に竊に議する有り、但だ明制は已に行われ、故に群臣は敢えて陳論せざる耳。」

上は其の言を善しとし、之が為に西巡を罷む。未だいくばく幾もなくして、公敏を擢んでて黃門侍郎と為す。

■甲戌（10+60-43+1=28日）、瀚海都護府（龍朔三年にあり）を改めて安北都護府と為す。

■ **【吐谷渾の部落移動を中止】** 九月，丁丑（13-13+1=1日）朔，詔して吐谷渾の部落を徙して涼州の南山に就かしむ。議者は吐蕃が侵暴し、自ら存する能わざら使めんを恐れ、先ず兵を發して吐蕃を撃たんと欲す。右相の閻立本は以為く、

「去歲饑歉す、未だ師を興こす可からず。」

議は久しく決せず、竟に徙すを果たさず。

■ **【高潮の被害】** 庚寅（26-13+1=14日）、大風あり、海は溢れ、永嘉（漢の順帝永建四年に章安東甌郷を分けて永寧県を立つ。江左改めて永豊と曰い、隋は永嘉県と改める。浙江省甌海道永嘉県、現・温州市永嘉県）、安固（孫氏呉の羅陽県を立てて孫皓は安陽県と曰う。浙江省甌海道瑞安県、現・温州市瑞安県）の六千餘家をただよ漂わす。

■冬，十月，丁巳（53-42+1=12日）、車駕は京師に還る。

■十一月，丁亥（23-12+1=12日）、豫王の旭輪を徙して冀王と為し、更に輪と名づける。

【唐固まりて李勣死す】

■ **【李勣は薨ず】** 司空、太子の太師、英（封国の名）貞武（其の諡）公の李勣は疾に寝ね、上は悉く其の子弟の外に在る者を召し、歸りて疾に侍せ使む。上及び太子の賜わる所の藥は、勣は則ち之を餌す。子弟は之が為に醫を迎えれば、（11-326p）皆な進むを聽さず、曰く、

「吾は本は山東の田夫なり、聖明に遭値し、位三公を致し、年將に八十にならんとす、豈に命に非ず邪！修短（長短）は期有り、豈に能く復た醫工に就きて活を求めんや！」

一旦、忽ち其の弟の司衛少卿の弼に謂って曰く、

「吾は今日小しく愈ゆ、共に酒を置き楽しみを為す可し。」

是に於いて子孫は悉く集まり、酒闌たけなわにして、弼に謂って曰く、

「吾は自ら度るに、必ず起たざらん、故に汝曹と別れを為さんと欲する耳。汝曹は悲泣する勿れ、我が約束を聽け。我は房（房玄齡）、杜（杜如海）を見るに平生勤苦して、僅に能く門戸を立て、不肖の子（房遺愛・杜荷）に遭い、蕩覆して餘り無し。吾は此の子孫有り、今悉く汝に付す。葬畢れば、汝は即ち遷りて我が堂に入り、孤幼を撫養し、謹みて之を察視すべし。其れ志氣倫ならず、非類に交遊する者有れば、皆な先ず搦殺し、然る後に以て聞すべし。」

是より復た更に言わず。十二月、戊申（44-41+1=4日）、薨ず。上は之を聞きて悲泣し、葬る日、未央宮に幸し、樓に登りて輜車（喪車なり。棺を載せる所以なり）を望み慟哭す。塚を起こして陰山、鐵山、烏德韃山（ウイグルの牙帳の西南）に象かたどり、以て其の突厥、薛延陀を破る（突厥は193巻貞觀四年にあり、薛延陀は198巻二十年にあり）之功を旌あらわす。

■ **[李勣の人となり]** 勣は將と為り、謀有りて善く斷ず。人と事を議するや、善に従うこと流れるが如し。戦いて勝てば則ち功を下に歸し、得る所の金帛は、悉く之を將士に散じ、故に人は死を致すを思い、向かう所克く捷つ。事に臨みて將を選ぶに、必ず其の狀貌の豊厚なる者を嘗相して之を遣る。或は其の故を問ひ、勣は曰く、

「薄命之人は、與に功名を成すに足らず。」

閨門雍睦（和らぎ睦む）し而して嚴なり。其の姊は嘗て病み、勣は已に僕射と為り、親ら之が為に粥を煮る。風回り、其の鬚鬢を熬あく。姊は曰く、

「僕妾は幸い多し、何ぞ自ら苦しむこと是くの如きなり！」

勣は曰く、

「人の使令する無きが為に非ざる也、顧おもうに姊は老い、勣も亦た老いたり、久しく姊が為に粥を煮んと欲すると雖も、其の得る可けん乎！」

勣は常に人に謂う、

「我が年十二三の時亡頼（無頼）の賊為り、人に逢えば則ち殺す。十四五にして難當の賊為り、憚かなわざる所有れば則ち人を殺す。十七八にして佳賊と為り、陳に臨めば乃ち之を殺す。二十にして大將と為り、兵を用いて以て人の死を救う。」

勣の長子の震は早く卒す、震の子の敬業は爵を襲う。

■ **[承平なりて制度完備]** 時に承平は既に久しく、選人は益々多く、是の歳、司列少常伯の裴行儉は始めて員外郎の張仁禱と、長名姓歷榜を設け、銓注之法を引く。又た州縣の升降、官資の高下を定む。其の後遂に永制と為り、能く之を革める者無し。

■ **[唐の人材登用制度]** 大略唐之選法（唐の制では尚書二十四司、各司に郎中二員有り、從五品上、員外郎二員、從六品上）は、人を取るに身言書判（唐は人を選ぶの法は四有り。一に身と曰う。其の體貌の豊偉なるを取る。二に言と曰う。其の言辭の辨正なるを取る。三に書と曰う。其の楷法の適美なるを取る。四に判と曰う。其の文理の優長なるを取るなり）を以て、資を計り勞を量り而して官を擬す。始めて集め而して試して、其の書、判を觀る。已に試し而して其の身、言を銓察す。已に銓し而して其の便利を注詢す。已に注し而して唱え、衆を集めて之を告ぐ。然る後に類して以て

甲と為し、先ず僕射に簡し、乃ち門下に上り (11-327 p), 給事中は讀み、侍郎は省し、侍中は之を ^{つまびら}審かにし、當たらざる者は駁下 (改め正し下す) す。既に審かにし、然る後に上に聞す、主者は旨を受けて奉行し、各々給するに符を以てす、之を告身と謂う。兵部の武選も亦た然り。課試之法は、騎射及び翹關 (長丈七尺、徑二寸半、凡そ十たび挙げ、後に手に關を持して距し、出處一尺に過ぎる無し)、負米 (米五斛を負いて行くこと二十歩。皆な中第と為す) を以てす。人は格限未だ至らざれども、而も能も文を試みること三篇有り、之を宏詞と謂う、判を試みること三條、之を拔萃と謂う、等に入る者は限ならず而して授けるを得る。其の黔中、嶺南、閩中の州縣の官は、吏部に由らずして、都督に委ね士人を選択して補授す。凡そ官に居るものは年を以て考を為す、六品以下は、四考を滿と為す。

高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之上咸亨元年 (庚午, 670年)

■春, 正月, 丁丑 (13-11+1=3日), 右相の劉仁軌は致仕を請う。之を許す。

■三月, 甲戌 (10-10+1=1日) 朔, 旱を以て, 天下に赦し, 改元す。

■丁丑 (13-10+1=4日), 蓬萊宮を改めて含元宮 (含元殿を以て宮名とす) と為す。

■壬辰 (28-10+1=19日), 太子少師の許敬宗は致仕を請う。之を許す。

■**[突厥の子弟を東宮に置かず]** 敕して突厥の酋長の子弟を東宮に事えしむ。西台舍人の徐齊聃は上疏して、以為く、

「皇太子は當に文學の端良之士を引いて左右に置くべし、豈に戎狄丑類をして入りて軒闥に侍せ使む可けんや！」

又た奏す、

「齊の獻公は即ち陛下の外祖なり、子孫の犯す有りと雖も、豈に應に上に祖禰 (祖先と父の廟) に延ぶべけんや！今周の忠孝公 (皇后の父武士鞞) の廟は甚だ修まり、而して齊の獻公 (文德皇后の父長孫晟) の廟は毀廢す、不審なり陛下は何を以て海内に垂示し、孝理 (孝治) 之風を彰かにするや！」

上は皆な之に従う。齊聃は、充容 (齊聃の姉は宮に入りて充容と為り、九嬪に列す) 之弟也。

■**[吐蕃 [吐蕃は龜茲など西域を攻略] 夏, 四月, 吐蕃は西域十八州を陥し, 又た于闐と龜茲の撥換城を襲い, 之を陥す。龜茲、于闐、焉耆、疏勒の四鎮を罷める。辛亥 (47-39+1=9日), 右衛大將軍の薛仁貴を以て邏娑 (邏娑川は吐蕃の贊普牙、ここに在り、邏些城有り) 道行軍大總管と為し, 左衛員外大將軍の阿史那道真、左衛將軍の郭待封を之の副とし, 以て吐蕃を討ち, 且つ吐谷渾を援送して故地に還らしむ。**

■庚午 (6+60-39+1=28日), 上は九成宮に幸す。

■**[高麗酋長の劍牟岑の反乱]** 高麗の酋長の劍牟岑は反し, 高藏の外孫の安舜を立てて主と為す。左監門大將軍の高侃を以て東州道行軍總管と為し, 兵を發して之を討たしめ, 安舜は劍牟岑を殺し, 新羅に奔る。

■六月, 壬寅 (38-38+1=1日) 朔, 日之を食する有り。

■秋, 八月, 丁巳 (53-37+1=17日), 車駕は京師に還る。(11-328p)

■**[吐蕃 [武將相互不信で吐蕃に大敗] 待封は先に薛仁貴と並び列す, 吐蕃を征するに及び, 其の下に居るを恥じ, 仁貴の言う所は, 待封は多く之に違ふ。軍は大非川 (鄯州鄯城縣より西に行くこと三百余里、大非川に至る。青海に在り、今の布喀河) に至り, 將に烏海 (漢哭山の西に在り、澤の名、青海に在り) に趣かんとす, 仁貴は曰く、**「烏海は險遠にして、軍行は甚だ難し、輜重自ら隨え、以て利に趨き難し。宜しく二萬人を留め、兩柵を

大非嶺の上に為り、輜重は悉く柵内に置き、吾が屬は輕銳を帥いて、倍道兼行し、其の未だ備わざるを掩おそえば、之を破るは必ずなり矣。」

仁貴は所部を帥いて前行し、吐蕃を河口（積石の河口）に撃ち、大いに之を破り、斬獲は甚だ衆し、進みて烏海に屯し以て待封を俟つ。待封は仁貴の策を用いず、輜重を將いて徐ろに進み、未だ烏海に至らず、吐蕃二十餘萬に遇い、待封の軍は大敗し、還り走り、悉く輜重を棄てる。仁貴は退きて大非川に屯し、吐蕃の相の論欽陵（本姓は薛氏も世々大論と為る。後に遂に官を以て氏と為す。大論は吐蕃の国事を統里するの官なり）は兵四十餘萬を將いて就きて之を撃ち、唐兵は大いに敗れ、死傷して略ぼ盡く。仁貴、待封は阿史那道真と並びて身を脱して免れ、欽陵と和を約し而して還る。大司憲の樂彦璋に敕して軍中に即きて其の敗状を按ぜしめ、京師に械送し、三人は皆な死を免れて除名される。

■吐蕃 [欽陵は吐蕃の実権把握] 欽陵は、祿東贊（195 卷太宗貞觀十四年にあり）之子也、弟の贊婆悉多、於勃論と皆な才略有り。祿東贊は卒し、欽陵は之に代わりて政を乗り、三弟は兵を將いて外に居り、鄰國は之を畏る。

■關中は旱し、饑える。九月、丁丑（13-7+1=7 日）、詔して明年正月を以て東都に幸すと。

■甲申（20-7+1=14 日）、皇后の母の魯國忠烈夫人の楊氏は卒し、文武九品以上及び外命婦に敕して並せて宅に詣りて吊哭せしむ。

■閏月、癸卯（39-37+1=3 日）、皇后は久しく旱するを以て、位を避けるを請う。許さず。

■壬子（48-37+1=12 日）、司徒の周の忠孝公の武士攬に加贈して太尉と為し、太原王夫人を王妃と為す。

■甲寅（50-37+1=14 日）、左相の姜恪を以て涼州道行軍大總管と為し、以て吐蕃を御がしむ。

■冬、十月、乙未（31-6+1=26 日）、太子の右中護（左右庶子を改めて左右中護と為す）、同東西台三品の趙仁本を左肅機と為し、政事を罷む。

■ [官名は旧に復す] 庚寅（26-6+1=21 日）、詔して官名は皆な舊に復さしむ。（前卷龍朔二年に官名変更。新唐書帝紀によれば十二月庚寅に係る）

令和 6 年 11 月 2 日 翻訳開始 12283 文字

令和 6 年 11 月 12 日 翻訳終了 26010 文字